

第 2 2 回男女雇用機会均等月間実施要綱

1 趣 旨

平成 1 9 年 4 月 1 日より改正男女雇用機会均等法（以下「改正均等法」という。）が施行された。今回の改正では、労働者が性別により差別されることなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することを目的としている。

改正均等法は、募集・採用を始めとした女性に対する差別等の他、男性に対する差別や、性別を要件としていないが、一方の性が満たしにくい要件を課すなどの形を変えた差別、また、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いについても対象としており、新たに定められた取扱いについては十分に周知し、社会一般に定着させる必要がある。

また、実質的な男女均等取扱いを実現するためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、女性労働者が十分にその能力を発揮することができるようにするための積極的な取組（ポジティブ・アクション）を推進することが不可欠である。

厚生労働省では、6 月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としている。本年度においては、次の目標を掲げ、月間を実施する。

2 目 標

- (1) 労使を始め社会一般に対する男女雇用機会均等法の一層の周知徹底
- (2) 男女雇用機会均等法の履行確保
- (3) ポジティブ・アクションの促進

3 テーマ

男性も女性も みんなにチャンス！！
- 性別ではなく“その人”をみてますか？ -

4 期 間

平成 1 9 年 6 月 1 日から 3 0 日までの 1 か月

5 主 唱

厚生労働省

6 協力を依頼する機関、団体

関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体、その他

7 実施事項

- (1) 報道機関等を通じたの広報活動
- (2) 実質的な男女均等取扱いの実現のための積極的な指導
- (3) 女性の活躍推進協議会シンポジウムの開催